

検査委託契約書

(以下、甲と称す)と医療法人社団 博愛会 関西病院
(以下、乙と称す)は、次の内容にて検査の委託契約を行う。

第1条 (目的)

乙は所有する医療機器を用いて受託可能な検査を甲の依頼により受託することにより、甲と乙の連携を図り患者様へ適切な医療の提供を行う。

第2条 (検査委託料金)

第1条の検査委託に係る費用は診療報酬点数表により算定し、MRI検査はその点数に9円、CT検査は7円を乗じた金額とする。

この場合の算定方法は、撮影料・フィルム料・造影剤を含めて、甲が保険請求をする。診療報酬点数の合計にMRI検査の場合は9円、CT検査は7円を乗じた金額とする。

第3条 (診断料・判断料)

受託した検査に係る診断料及び判断料は、甲が乙に対して検査所見を求めた場合に支払うものとし、その金額は第2条と同様の取り扱いとする。

第4条 (費用の支払い)

検査委託料の支払いは毎月末日締めにて乙が計算し、乙より請求書を甲に発行し甲は翌月末日、乙の指定する口座へ送金する。

第5条 (契約期間)

契約期間は原則1年間とする。但し、年度途中での契約はその年度末とし、その後甲又は乙から契約解除の申し入れがない場合は契約を1年間更新するものとする。

(契約期間 4月～3月/各年)

第6条 (契約の解除)

甲、乙は本契約を解除する場合1ヶ月前に文章にて通告することにより、翌月契約は解除される。

第7条 (その他)

本契約に関し問題が生じた場合、甲、乙それぞれが十分に協議することを前提とするが、万が一合意できない場合は釧路地方裁判所帯広支部を管轄裁判所とする。

第8条 (確認)

本契約を双方確認のうえ押印し、甲、乙双方が本契約書1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

乙 帯広市西23条南2丁目16-27
医療法人社団 博愛会 関西病院
理事長 細川 吉博